

愛知県公民館連合会

新型コロナウイルス感染症等に対する公民館運営の指針について（案）

令和4年月日
愛知県公民館連合会

1 本指針の位置づけ

全国公民館連合会が策定する「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日策定、令和3年10月19日一部改訂）に基づき、感染症対策における公民館運営の基本的立場を明確にするとともに、愛知県公民館連合会の主体性と地域性を鑑み、新しい時代に即した公民館施設の在り方について、加盟市町村公民館への指針として示すもの。

2 指針の3つの柱

- (1) 感染防止対策の徹底
- (2) 社会基盤としての役割を継続的に果たす
- (3) 学びを止めない、命を守る新しい時代に即した社会教育施設づくり

3 3つの柱の実現に向けて

(1) 感染防止対策の徹底

- ・ 全国公民館連合会が策定する「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（以下、「全公連ガイドライン」という。）を、愛知県公民館連合会のガイドラインとして位置づける。
- ・ 公民館を管理する者（以下、「施設管理者」という。）は、政府から発せられる「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）の趣旨・内容を十分に理解した上で、全公連ガイドラインに示された「感染防止策」等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組む。
- ・ 施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、公民館施設の職員や出入りする民間業者、施設に来館する者、事業に参加する者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じる。対策の具体は、全公連ガイドラインのチェックシートを参照する。
- ・ 各施設において開館するか否かの判断にあっては、施設が所在する愛知県知事からの要請及び市町村の方針等を踏まえて適切に対応する。

(2) 社会基盤としての役割を継続的に果たす

- ・ 「自助・共助・公助」の基礎的関係性を築く拠点である公民館は、社会的インフラとして必要不可欠なものであり、公民館で行われる多種多様な活動は、地域社会の健全な維持に欠かすことのできない活動である。
- ・ 自粛、ステイホームと言われる中で、とりわけ、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯では、活動や行動範囲が狭まり社会との関わりが薄れる中で、体の機能、心の機能が萎縮するなど、健康面でのリスクが大きくなっている。また、感染症に対する不安や恐怖から身を守ろうとして、差別と偏見を拡げてしまうなどの社会問題がある。公民館は、こうした問題に向き合い、「命を守る」ための必要な知識を得たり、健康な心身を保持するために共に学び合ったりする場となることが求められている。
- ・ こうした社会的要請に応えるためにも、公民館は感染症防止策の手立てを講じた上で、公民館活動の継続を図り、地域における住民同士の交流や社会教育の拠点という社会基盤としての役割を果たすよう努める。

(3) 学びを止めない、命を守る、新しい時代に即した社会教育施設づくり

今後も新たな感染症が流行することが予想され、たとえ館が閉鎖されたとしても、従来行ってきた講座等を在宅で受講できるよう、オンライン講座の開催やオンライン上でのコンテンツ公開を推進するなど、できる限りの工夫が必要である。公民館が学びの機会を途切れさせることなく、地域社会の健全な維持に寄与するためには、新しい時代に即した社会教育施設づくりが重要であり、以下の視点での充実が求められる。

○ 地域の人々に開放されるインターネット、Wi-Fi 環境の構築

公民館は災害時等における避難施設にもなっている。地震などの大規模災害が起こったときに、携帯電話だけに頼らない、安否確認や情報収集の手段が必要となる。そのために、地域の人々に開放されるインターネット、Wi-Fi 環境の構築が急務である。

○ デジタル・ディバイドの解消

インターネットが生活のオプションではなく、生きていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、デジタル・ディバイド（インターネットやパソコン等の ICT 機器を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差）の解消を図ることは、住民の安全や命を守ることにもつながるものである。公民館等の社会教育施設が、このような課題の解決に資する場となることが求められている。

○ 時代に即したアップデート

社会教育の拠点である公民館が率先して、時代に即したアップデートを絶えず行っていく必要がある。デジタルトランスフォーメーション（DX）の時代に備え、デジタルスキルやリテラシーの学習を行いたいという市民の学習意欲や課題を先回りしてキャッチし、市民が学習相談にやってきたときに即対応できる施設・設備等の基盤（＝学習インフラ）を整備することは、公民館のみならず、社会教育・生涯学習施設の大きな責務である。

○ デジタルスキルを持った職員の育成

公民館のハード面の構築だけでなく、ソフト面での環境づくりが重要である。その鍵は、公民館職員にある。公民館職員がトランスフォーメーションの最前線に立つという気概を持つとともに、公民館職員の学びを保証する行政機関の支援が求められる。

○ 学校教育との連携

学校教育では、Society5.0 に対応する情報活用能力を習得できるよう、GIGA スクール構想のもと、一人一台のタブレットを活用した学習が行われている。公民館は学校と連携し、ICT 等を活用した学習に役立つ情報の収集・発信を進めていくことが重要である。

○ 誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることのできる包摂的な社会の構築

困難を抱える家庭や子供たちへの支援、外国人の家族や子供たち、障害のある方やその家族への支援、社会的に孤立しがちな若者や高齢者の支援の必要性など、様々な課題に対し、福祉部局や民間団体等の関係者とも連携して、学びを継続的に提供したり、居場所づくり等のよりきめ細かい支援をしたりすることが必要である。

公民館等の社会教育施設は、コロナ禍等においても ICT の活用や、様々な学びの場を構築し、「つながる」生涯学習・社会教育、人々の生命や安全を守る「命を守る」生涯学習・社会教育の充実に努める必要がある。そして、生涯学習・社会教育をとおして、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることのできる包摂的な地域社会を目指すことが公民館の使命である。

(参考) 公民館における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックシート
(全国公民館連合会ガイドラインより)

1. 手洗いの徹底・マスクの着用

- 正しいマスクの着用及び咳エチケット・会話の抑制を周知し、徹底している。
- 消毒備品等を各所に設置し、来館者・職員等に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。
- 共用タオル等を使用しない、施設共用部の消毒を徹底するなど、衛生管理を徹底している。

2. ソーシャルディスタンスの確保(最低1m、できるだけ2mの距離を保つ)

- 対人距離を確保した整列を促し、列にマークを付ける等の混雑を回避している。
- 会話が発生する場所は、正対で対面しないようにするか、アクリル板等で遮蔽している。
- マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話を短く切り上げる」ことを施設内に掲示等し、周知を徹底している。

3. 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けた行動

- 三密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。
- 換気を適切に実施している。窓の開放が適当でない場合等は、適切な空調設備を活用し、常時換気を徹底している。また、必要に応じて適切な加湿(湿度40%以上)を行っている。
- 車両内部等でも正しいマスクの常時着用、大声の回避や会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図っている。

4. 施設の清掃・消毒

- 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して捨てるようにしている。
- 清掃・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。

5. 来館者・職員等の体調管理

- 来館時に検温を実施し、有症状者(発熱、風邪、味覚臭覚の異常等の症状)は入場を回避するなどの取組を行っている。
- 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促している。
- 有症状、体調不良の職員等には休養を促し、自宅待機としている。
- 所轄の保健所の確認や参加者の把握など、感染者等の発生に備えた取組を行っている。

6. イベントの開催

- 参加者に対し、大声(発声、歌唱、声援等)を出さない等の注意事項を予め明示している。
- 参加者が順守すべき事項は、会場内において、各所への掲示やアナウンス等で周知している。
- イベントの実施にあたり、「身体的距離の確保」、「密集の回避」、「飲食の管理」、「発声の管理」、「催物前後の行動管理」、「連絡先の把握」の各事項について具体的な計画を立てている。
- 参加者・公演スタッフの氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成している。

7. 飲食時(飲食提供時)

- 食事等でマスクを着用しないときは、会話を控えるよう、また、会話する場合はマスクを着用するよう周知徹底を図っている。
- 料理は大皿を避け個々に提供する、盛り合わせ料理等も取り分ける等の工夫を行っている。
- 相席を避ける、対面する場合はアタリル板等で遮蔽する等の工夫を行っている。

8. その他ガイドラインの徹底

- 上記以外に、公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参照し、感染拡大防止の取組を徹底している。

※項目は必要に応じて適時追加等してください。

(引用) 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(令和2年5月14日付公益社団法人全国公民館連合会、令和3年10月19日改訂)

<https://kominkan.or.jp/>